

情報欄

平成29年4月1日より通行許可に違反した場合の違反点数と高速道路料金の割引の停止が大きく変わります。

例えば、今まで指導警告は点数がつきませんでした。来年4月からは3点がつきます。

また、累積期間が2年になります。

昨年問題提起されている高速道路を利用する場合の幅や重量の緩和あるいは見直しについては残念ながらまだ公表されていません。検討中とのことですが？企業が高速を使用する場合にももう少し検討が必要ではないかと思いませんか？

違反点数の見直し(告発された場合)

現行		2017年4月1日～	
即時告発の結果	措置(※)	即時告発の結果	措置(※)
有罪	割引停止	有罪	即時告発をもって一部割引停止(1か月以上)
不起訴	—	不起訴	—

違反点数の見直し(違反区分ごとの)

現行		2017年4月1日～	
違反種別(※)	点数	違反種別(※)	点数
指導警告	—	指導警告	3点
措置命令A	3点～15点	措置命令A	5点
措置命令B又はC	5点～15点	措置命令B又はC	15点
即時告発相当	15点～30点	即時告発相当	30点

違反点数の累積と措置内容

現行		2017年4月1日～	
違反点数	措置内容	累積違反点数	措置内容
30点	講習会等による指導及び警告	30点	講習会等による指導
上記に定める警告期間内に30点以上	一部割引停止又は一部利用停止	60点	一部割引停止(1か月)
(※)割引停止・利用停止は1年以内の期間を定めて設定	—	90点	一部割引停止(2か月)
—	—	120点	一部利用停止(1か月)
—	—	150点	一部利用停止(2か月)

瑞穂グループの安全大会開催

平成28年7月9日午後1時から約3時間にわたり瑞穂グループさんの安全大会が開催されました。約80名の社員の皆さんが参加され事故防止のための安全宣言をされました。

「見えますか？あなたのまわりのみえない危険、みんなで見つける安全管理」を標語にグループ全体で安全を実現しよう努力されている会社の姿勢が伝わってきました。

一般社団法人適正安全輸送協会として仙名が出席させていただきました。



「安全・安心」は全ての企業にとって課題となっているのではないかと実感！

新しい会員の紹介(平成28年7月1日入会)

永光建設(株)運輸部
新潟県新潟市中央区山二ツ1444
代表者 齊藤 正樹
当協会との連絡担当者
運輸部常務取締役 齊藤雅稔
主たる業務 建設業・運送業

=人より良い環境の共生を求めて=

9001 ISO 認証取得 14001

株式会社中村商会
長野県長野市松岡1丁目7番6号
代表者 中村浩二
当協会との連絡担当者 運送部 中村なつえ

運送事業 TRANSPORTATION

有限会社重起
山形県鶴岡市羽黒町川代字八森284番地
代表者 渡部 誠
当協会との連絡担当者 渡部 誠
重量物を専門とする運送事業者

【編集後記】 ニュースの第2号は8月末に発行する予定でしたが、作成担当の仙名が7月末に「帯状疱疹」を患ってしまったため発行が1ヶ月遅れてしまいました。何事も継続が一番ですのでニュースが途絶えないよう頑張りますのでご協力ほどよろしくお願いいたします。

9月19日当協会の設立メンバーであり監事を勤めていただいていた(株)HY商事の和田春重さんが「急性心不全」のため逝去されました。まだ61歳という若さでしたので大変残念でなりません。ご冥福をお祈りします。

次回の発行は2月末を予定しております。原稿についてのご協力をお願いいたします。(仙名)

適正安全輸送協会ニュース

新潟県新潟市中央区上所上2丁目12番2号 ロイヤルバス上所203
一般社団法人適正安全輸送協会

最近の違反例から今一度過積載問題を考える！

違反事例1(平成28年6月15日告発)

違反日時：平成28年3月2日
違反場所：新東名浜松北IC
違反内容
①当該車両の実測値 50.45ト
①車両制限令の制限値 25.0ト
③超過重量：25.45ト(2.01倍)



コメント

- 写真から見るとポルトレーラに杭を積載して許可をとらない状態で高速道路に入ろうとしたものと思われる。
- この事例の場合は許可をとっていないため2倍以上の計算が重量の一般的制限値である25.0トンが基準値となり超過重量が(50.45-25.0=25.45ト)で告発対象の2倍以上を0.45ト超えてしまっている。

違反事例2(平成28年8月8日告発)

違反日時：平成28年2月23日
違反場所：常磐道下り三郷料金所
違反内容
①当該車両の実測値 66.35ト・長さ17.2m・幅2.80m
②車両制限令の制限値 25.0ト・長さ16.5m・幅2.5m
③超過重量：41.35ト(2.65倍)



コメント

- 写真から見ると重セミにロードカッターを積載して許可をとらない状態で高速道路に入ろうとしたものと思われる。
- この事例の場合は許可をとっていないため2倍以上の計算が重量の一般的制限値である25.0トンが基準値となり超過重量が(66.35-25.0=41.35ト)で告発対象の2倍以上をはるかに超えてしまっている。

違反事例3-1・3-2(平成28年4月14日告発)

違反日時：平成27年5月26日
違反場所：京葉道路下り千葉西IC
違反内容
①当該車両の実測値 67.0ト
②車両制限令の制限値 25.0ト
③超過重量：42.0ト(2.68倍)

違反日時：平成27年11月14日
違反場所：京葉道路下り千葉西IC
違反内容
①当該車両の実測値 68.0ト・長さ17.3・幅3.25m
②車両制限令の制限値 25.0ト・長さ16.5m・幅2.5m
③超過重量：43.0ト(2.72倍)



コメント

- 写真から見ると重セミにクローラークレーンを積載して許可をとらない状態で高速道路に入ろうとしたものと思われる。
- この事例の場合は許可をとっていないため2倍以上の計算が重量の一般的制限値である25.0トンが基準値となり超過重量が事例3-1が(67.0-25.0=42.0ト)、事例3-2が(68.0-25.0=43.0)で告発対象の2倍以上をはるかに超えてしまっている。
- 告発された場合、運転手と雇用主である会社は道路交通法違反にもなる。

全国で初めての6社一括告発（平成28年9月14日）

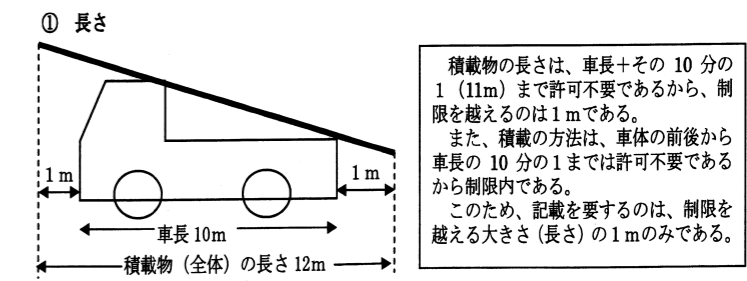
No	会社名	告発日	違反日時	違反場所		違反した法令名	告発先
				路線名	IC名		
1	重機運輸機工 有限会社 ※2回目の告 発	平成28 年 9月7日	平成28年 2月18日17時26分 頃	中央自 動車道	上り線 八王子本 線料金所	道路法第107 条（運転手 は、道路法 第104条第1 号）	警視庁 高速道 路交通 警察隊
			平成28年 2月18日17時38分 頃	中央自 動車道	上り線 八王子本 線料金所		
2	株式会社 田和通商	平成28 年 9月7日	平成28年 5月31日13時10分 頃	伊勢湾 岸自動 車道	みえ川越 インター チェンジ		三重県 警察本 部高速 道路交 通警察 隊
3	株式会社 アスリート トラフィック	平成28 年 9月14 日	平成28年 1月26日9時58分 頃	名神高 速道路	岐阜羽島 インター チェンジ		岐阜県 警察本 部高速 道路交 通警察 隊
4	長島運輸 株式会社	平成28 年 9月14 日	平成28年 3月11日11時13分 頃	首都圏 中央連 絡自動 車道	寒川北イ ンター チェンジ		神奈川 県警察 本部高 速道路 交通警 察隊
5	有限会社 横田重機	平成28 年 9月14 日	平成28年 4月27日20時3分 頃	東名高 速道路	下り線 東京本線 料金所		
6	新東京運輸 株式会社	平成28 年 9月14 日	平成28年 5月18日20時9分 頃	首都圏 中央連 絡自動 車道	相模原登 川イ ンター チェン ジ		

コメント

- 平成28年9月14日独立行政人日本高速道路保有・債務機構と中日本高速道路(株)が連名で違反を繰り返し行う悪質違反者として左の6社を告発しました。
- 6社の告発日時がそれぞれ記載されていますが、過去においても違反を繰り返してきた悪質常習者とのことです。
- 運転手は道路法104条第1号により雇用主は第107条により百万円罰金以下の罰金となる。
- 上記の道路法による罰則の他道路交通法では大型車の過積載で2倍以上になると6点減点となります。また、一般貨物自動車運送事業者が過積載運行をした場合は、初めての違反でも車両停止処分になり、再違反については車両停止期間を延長し、3回目の場合は輸送の安全確保命令を併せて発動、4回目以降はさらに特別監査を行い、事業許可の取消し等、厳しく処分されます。

を行うことで通行許可及び制限外積載の許可を受けることが可能になることもある。
長さの場合は、積載方法についても注意が必要となる。道路交通法では車両の前後へのはみ出しについては、車両の全長の1/10まで前後にはみ出すことを認めている。ただし、1/10以上3/10以下の場合は制限外積載許可が必要となる。

例えば、単車で車両全長が10.0m、はみ出しが前に0.5m後に1.40mといった場合、全長が11.90mで車両制限令の特殊車両には該当しないため(12.0m以下)通行許可は必要ないが、道路交通法では後のはみ出しが10.0m×1/10=1.0m<1.40mため制限外積載許可が必要となる。



■幅についてー積載物が車両の幅を超えた場合は制限外積載許可は必要となる
※上記事例の場合 車両の幅が2,990、積載物が3,200で3,200-2,990=210mmのはみ出しとなるため制限外積載許可が必要となる。
※はみ出しの限度は原則としては車両の幅+左右50cmまで

■高さについてー積載物が積んだ状態で地上からの高さが3.80mを超えた場合は制限外積載許可は必要となる。高さの限度は原則は4.3mまで
上記事例の場合 車両の荷台高さ750、積載物の高さ3,135、地上からの高さ750+3,135=3,885mmで85mm超えるため制限外積載許可が必要となる。
長さ、幅、高さの何れか一つでも制限値を超えた場合は許可が必要となる。
重量についての制限外積載許可はない(通行許可証の総重量又は車検証の最大積載量が限度)

(参考)悪質な重量制限違反者への告発(レッドカード)について

背景
0.3%の重量を違法に超過した大型車両が道路橋の劣化に与える影響は全交通量の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。※車両総重量30tを超える違反車両

基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化や現地取締りで違反を確認した場合は告発(レッドカード)

告発対象者の条件
○車両総重量の一般制限値(国管理道路は最大27t)を基準とし、下記に該当する場合には、当該総重量違反の事実をもって告発(レッドカード)の対象とします。(基準については、車両制限令第3条並びに車両の通行の許可の手續きを定める省令第1条及び第1条の2に掲げる表のうち該当する総重量による)
◆車両総重量が「基準×2」以上の車両
なお、特車通行許可車両は、「基準×2+(許可能重量-基準)」
○無許可のセミトレーラ連結車(バン型)でのレッドカード例
基準×2=54t → 27t → 27t → レッドカード条件「総重量54t以上」
基準=一般制限値27t(セミトレーラ連結車(バン型)の例)
※ 車両制限令第3条第2項に定める「特例重量」以外の車両に係る一般制限値(基準)は、最大25t

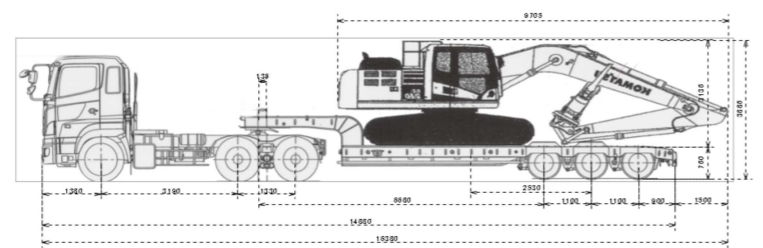
告発による罰則
○道路法102条(無許可)により、100万円以下の罰金等

コメント(再確認を！)

- 無許可の場合は！
一般的制限値は連結状態で最大27トン
トラクタの自重9トンでトレーラの自重が12.5トンとすると積載量は？
27-(9.5+12.5)=5.0トンしか積めない
- 通行許可をとっている場合は！
上記の例で許可の総重量が52.0トンとした場合は次の計算式となる。
27.0×2+(52.0-27.0)=79.0トンで2倍
※この場合の積載量は(計算上)
79.0-(9.5+12.5)=57.0トンの積載で2倍
■くれぐれも無許可・経路違反には注意を！

制限外積載許可について(長さ・幅・高さ)に注意)

- 【具体例】
右の積載状態図の諸元
- ・連結全長 14.880m
 - ・トレーラ幅 2.990m
 - ・積載時連結全長16.380m
 - ・積載時全高 3.885m
 - ・積載時全幅 3.200m



【制限外積載の許可が必要となる積載状態】
■長さについてー連結全長の1/10以上はみ出した場合(1/10以下の場合には許可の必要なし)
*上記事例の場合 14,880+(14,880×1/10)=16,368を超えた場合に許可が必要となる
*全長のはみ出しは原則5/10まで認められる。ただし、トラックで16.0m、セミトレーラで18.0m、フルトレーラで19.0m等の限度がある。どうしてもこの限度値を超える場合は、国道事務所、警察に事前相談

会員のためのセミナー・講習会の開催！

特殊車両に関する認識を深めリスクを回避するために！

今回のニュースでも取り上げましたが特殊車両に対する取り締まりが大変厳しくなり告発された会社が公表される様になってきました。新潟県内ではまだ告発された会社はありませんが、過積載については県内においても今後益々厳しくなっていくものと思われます。会員の皆様におかれましては、告発という不名誉な事態にならないよう経営者の皆さんは無論のこと運転手さんを含む社員の皆さんも特殊車両に対する認識を深めていただき会社全体で適正で安全な輸送をを実現出来るよう努力をしていただきたいと思います。今回のセミナーは、適正で安全な輸送体制を実現するための一助として特殊車両の特殊性についてあるいは関連する三つの法律(保安基準・両制限令・道路交通法)について認識を深めていただくために開催することになりました。経営者の方だけではなく運転手の皆さんを含む社員の皆様の参加をお待ちしております。

【開催日】 **平成28年11月17日(木)** 【講師】 当協会の行政書士が担当いたします。
【開催時間】 13時00分から16時00分
【会場】 新潟グランドホテル 【参加料】 会員 3,000円
※詳細は別紙申込書を参照してください。 会員以外 5,000円

